

# 奈良市公報

第 2 8 6 号

平成24年11月1日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

## 目次

### 条 例

- 奈良市防災会議条例の一部を改正する条例…………… 1
- 奈良市常勤の監査委員及び水道事業の管理者の退職手当の特例に関する条例…………… 2
- 奈良市手数料条例の一部を改正する条例…………… 2
- 奈良市災害対策本部条例の一部を改正する条例…………… 2
- 奈良市観光センター条例を廃止する条例…………… 2
- 奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例… 2
- 奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例…………… 4
- 奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例…………… 5
- 奈良市火災予防条例の一部を改正する条例…………… 5
- 奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… 5

### 規 則

- 奈良市火災予防規則の一部を改正する規則…………… 7
- 奈良市観光センター条例施行規則を廃止する規則…… 7
- 奈良市下水道条例施行規則の一部を改正する規則…… 7

### 告 示

- 一般競争入札の実施（4件）…………… 7
- 新設の事業計画のある道路の指定……………10
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定……………10
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………10
- 平成24年度奈良市一般会計補正予算等の要領……………11
- 予防接種の実施の一部改正……………14
- 開発行為に関する工事の完了……………14
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………15
- 放置自転車等の保管……………15
- 開発行為に関する工事の完了……………15
- 住居番号の設定……………15
- 一般競争入札の実施（2件）……………16
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止……………17
- 障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定……………17
- 障害者自立支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定……………18
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出……………18
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の再開の届出……………18

- 開の届出……………18
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出……………19
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………19
- 放置自転車等の保管……………19
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定辞退の届出…20
- 一般競争入札の実施（2件）……………20
- 開発行為に関する工事の完了……………21
- 一般競争入札の実施……………22
- 口頭により開示請求することができる個人情報及び当該個人情報の開示請求をすることができる期間等…23
- 開発行為に関する工事の完了……………23
- 奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者の募集……………23
- 放置自転車等の保管……………24
- 放置自転車等の処分……………24
- インフルエンザ予防接種の実施……………24
- 放置自転車等の保管……………24
- 平成25年度近傍同種の住宅の家賃及び事業主体が定める数値の公表……………25
- 一般競争入札の実施（6件）……………26
- 放置自転車等の保管……………30
- 町の区域の変更（2件）……………30

### 公 営 企 業

- 奈良市水道局指定給水装置工事業業者の指定……………31
- 一般競争入札の実施……………32
- 奈良市水道局指定給水装置工事業業者からの事業の廃止の届出……………32
- 奈良市水道局指定給水装置工事業業者の指定（2件）……………32

### 教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催……………33

### 農 業 委 員 会

- 農地部会の招集……………33

### 正 誤

- 正誤表……………33

## 条 例

奈良市防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月3日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市条例第37号

奈良市防災会議条例の一部を改正する条例  
奈良市防災会議条例（昭和38年奈良市条例第17号）の一

部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削り、同条第2号中「第32条」を「第33条」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第5項中「の各号」を削り、同項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

第3条第7項中「第5項第9号」を「第5項第10号」に改める。

第7条中「はかつて」を「諮って」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成24年10月3日揭示済)

奈良市常勤の監査委員及び水道事業の管理者の退職手当の特例に関する条例をここに公布する。

平成24年10月3日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市条例第38号

奈良市常勤の監査委員及び水道事業の管理者の退職手当の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、常勤の監査委員及び水道事業の管理者の退職手当の特例について定めるものとする。

(常勤の監査委員及び水道事業の管理者の退職手当の特例)

第2条 平成24年7月1日において常勤の監査委員及び水道事業の管理者の職にあった者の同日を含む任期に係る退職手当は、奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例(平成4年奈良市条例第2号)第7条及び奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例(昭和41年奈良市条例第29号)第6条の規定にかかわらず、これを支給しない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成24年10月3日揭示済)

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月3日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市条例第39号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例(平成12年奈良市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第7項中「戸籍謄抄本交付手数料」を「戸籍謄抄本

等交付手数料」に、「又は」を「若しくは」に改め、「交付」の次に「又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付」を加え、同表第9項中「除籍謄抄本交付手数料」を「除籍謄抄本等交付手数料」に、「又は」を「若しくは」に改め、「交付」の次に「又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付」を加える。

附則

この条例は、平成24年11月3日から施行する。

(平成24年10月3日揭示済)

奈良市災害対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月3日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市条例第40号

奈良市災害対策本部条例の一部を改正する条例

奈良市災害対策本部条例(昭和38年奈良市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

第2条第2項中「助け」を「補佐し」に改める。

第3条第3項中「当る」を「当たる」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成24年10月3日揭示済)

奈良市観光センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成24年10月3日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市条例第41号

奈良市観光センター条例を廃止する条例

奈良市観光センター条例(昭和59年奈良市条例第14号)は、廃止する。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平成24年10月3日揭示済)

奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月3日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市条例第42号

奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例

奈良市地区計画形態意匠条例(平成22年奈良市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

東登美ヶ丘五丁目地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画東登美ヶ丘五丁目地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
------------------	---

別表第2に次のように加える。

東登美ヶ丘五丁目地区整備計画区域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物の屋根（陸屋根を除く。）の色彩は、この表の付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。</li> <li>2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。</li> <li>3 広告物に関する制限は、この表の付表2のとおりとする。また、敷地内における各屋外広告物の表示面積の合計は、3平方メートル以下とする。</li> </ol>
------------------	---

別表第2の付表1の建築物の屋根の表二名三丁目地区整備計画区域、秋篠町地区整備計画区域、赤膚町地区整備計画区域、北登美ヶ丘生活拠点地区地区整備計画区域及び宝来町地区整備計画区域の項中「及び宝来町地区整備計画区域」を「、宝来町地区整備計画区域及び東登美ヶ丘五丁目地区整備計画区域」に改め、別表第2の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表二名三丁目地区整備計画区域、秋篠町地区整備計画区域、赤膚町地区整備計画区域、北登美ヶ丘生活拠点地区地区整備計画区域及び宝来町地区整備計画区域の項中「及び宝来町地区整備計画区域」を「、宝来町地区整備計画区域及び東登美ヶ丘五丁目地区整備計画区域」に改め、別表第2の付表2に次のように加える。

東登美ヶ丘五丁目地区整備計画区域	用途等	自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示し、又は掲出するもののほか、奈良市屋外広告物条例第9条第1項から第3項までに掲げる広告物又はこれを掲出する物件に限る。	
	全広告物に関する事項	位置	敷地境界線を越えて掲出できない。
	照明	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 点滅しないものに限る。</li> <li>2 動画等を表示するものは、設置できない。</li> <li>3 回転しないものに限る。ただし、車両出庫の警告用のものを除く。</li> <li>4 イルミネーション及びネオンサインは、設置できない。</li> </ol>	
	色彩	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 黄色（0.1Y～10.0Y）の彩度基準については、9.0以下とする。</li> <li>2 地色については、ベージュ、グレー、茶、紺その他白に近い淡色又は壁の色と同等とする。</li> </ol>	
	屋上広告物	表示し、又は設置できない。	
	壁面広告物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 突き出し形状は、設置できない。</li> <li>2 1壁面ごとの表示面積の合計は、2平方メートル以下とし、当該壁面の10分の1以下とする。</li> <li>3 広告物の上端までの高さは、4メートル以下とする。</li> <li>4 壁面に直接塗装するものは、掲出できない。</li> <li>5 窓のガラス面へは、掲出できない。</li> </ol>	
	塀垣広告物	設置できない。	
	広告塔 広告板	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1敷地に1基までとし、高さは、4メートル以下とする。</li> <li>2 総表示面積は、2平方メートル以下とし、1面の表示面積は、1平方メートル以下とする。</li> <li>3 支柱、枠等の色彩は、黒、濃灰又は濃茶とする。</li> </ol>	
	アーチ広告物 広告幕 気球広告物 はり札 はり紙 立看板 電柱広告物	設置できない。	

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

(平成24年10月3日揭示済)

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月3日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第43号

別表第1に次のように加える。

東登美ヶ丘五丁目地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画東登美ヶ丘五丁目地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
------------------	---

別表第2に次のように加える。

東登美ヶ丘五丁目地区整備計画区域	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物。ただし、地区計画の決定の際現に存する建築物若しくはその敷地又は建築中の建築物若しくはその敷地において増築、大規模な修繕又は大規模な模様替がなされる場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 住宅（長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下この項において同じ。）</p> <p>(2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のアからコまでの一に掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>ア 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>オ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>キ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>ク 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>ケ 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>コ 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。）</p> <p>(3) 近隣に居住する者の利用に供する公民館又は集会所</p> <p>(4) 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第4号、第5号、第8号及び第9号に掲げる建築物</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p>
------------------	---

別表第4に次のように加える。

東登美ヶ丘五丁目地区整備計画区域	200平方メートル	<p>(1) 巡査派出所</p> <p>(2) 公衆電話所</p> <p>(3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>(4) 路線バスの停留所の上家</p>
------------------	-----------	--

別表第6に次のように加える。

東登美ヶ丘五丁目地区整備計画区域	軒の高さは、地盤面から7メートルかつ地階を除く階数は2以下。ただし、地区計画の決定の際現に存する建築物又は現に建築中の建築物で、軒の高さが地盤面から7メートルを超えるものの増築、改築、大規模な修繕若しくは大規模な模様替を行う場合の軒の高さは、当該現に存する建築物又は建築中の建築物の軒の高さ
------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成24年10月3日揭示済)

奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月3日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第44号

奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

奈良市農業集落排水処理施設条例（平成12年奈良市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1東部第2地区農業集落排水処理施設の項中「大保町」の次に「、丹生町」を加える。

附 則

この条例は、平成24年11月1日から施行する。

(平成24年10月3日揭示済)

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月3日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第45号

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例

奈良市火災予防条例（昭和37年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「以下のもの」の次に「及び次条に掲げるもの」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(急速充電設備)

第12条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。
- (2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- (3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
- (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(9) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

(11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。

(14) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。

第13条第2項中「前条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条第3項中「前条第1項第3号の2」を「第12条第1項第3号の2」に改め、同条第4項中「前条第1項第7号」を「第12条第1項第7号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、この条例による改正後の奈良市火災予防条例第12条の2の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

(平成24年10月3日揭示済)

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月3日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第46号

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成15年奈良市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1 初診時療養費の項中「初診時療養費」を「保険外併用療養費（医科）」に改め、同表入院療養費の項を削

り、同表妊婦検診基本料の項中「妊婦検診基本料」を「妊婦健診基本料」に改め、同表新生児に係る整形回診の項を次のように改める。

新生児介補加算	1日につき	3,810円
---------	-------	--------

別表第1 新生児に係る小児科回診の項を削り、同表新生児に係る乳幼児育児栄養指導加算の項中「1,300円」を「1,365円」に改め、同表入院特別室利用料の項を次のように改める。

入院特別室利用料	助産の場合	特室	1日につき	市内に住所を有する者	12,000円
				上記以外の者	18,000円
		緩和ケア病床	1日につき	市内に住所を有する者	12,000円
				上記以外の者	18,000円
		1床室	1日につき	市内に住所を有する者	8,000円
				上記以外の者	12,000円
	2床室	1日につき	市内に住所を有する者	3,000円	
			上記以外の者	4,500円	
	その他の場合	特室	1日につき	市内に住所を有する者	12,600円
				上記以外の者	18,900円
		緩和ケア病床	1日につき	市内に住所を有する者	12,600円
				上記以外の者	18,900円
		1床室	1日につき	市内に住所を有する者	8,400円
				上記以外の者	12,600円
		2床室	1日につき	市内に住所を有する者	3,150円
				上記以外の者	4,725円

別表第1 備考第3 項中「分べん料の項の」を「この表において」に改め、同項を同表備考第4 項とし、同表備考第2 項の次に次の1 項を加える。

3 死産の場合における分べん料は、分べん料の項に規定する額（産科医療補償制度負担金を除く。）の2分の1に相当する額とする。

別表第3 出産育児一時金、出産手当金又は配偶者出産育児一時金に係る証明書又は意見書の項中「証明書又は意見書」を「診断書」に改め、同表年金受給関係診断書の項中「4,200円」を「5,250円」に改め、同表生命保険関係診断書又は明細書の項中「又は明細書」を削り、同表健康診断書の項の次に次のように加える。

身体障害者等級認定に係る診断書	1通につき	5,250円
-----------------	-------	--------

別表第3 入院証明書の項中「2,100円」を「5,250円」に改め、同項の次に次のように加える。

通院証明書	1通につき	3,150円
登校又は登園の許可に係る診断書	1通につき	2,100円
医療費控除申請に係るおむつ使用証明書	1通につき	1,050円

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（同表入院特別室利用料の項に係る部分に限る。）は、規則で定める日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の奈良市病院事業の設置等に関する条例（次項において「新条例」という。）別表第1の規定は、平成25年1月1日以後の診療等に係る利用料金について適用し、同日前の診療等に係る利用料金については、なお従前の例による。

- 3 新条例別表第3の規定は、平成25年1月1日以後の交付申請に係る利用料金について適用し、同日前の交付申請に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 4 この条例(第1項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正後の奈良市病院事業の設置等に関する条例別表第1入院特別室利用料の項の規定は、第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後の入院特別室の利用に係る利用料金について適用し、同日前の入院特別室の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。  
(平成24年10月3日揭示済)

## 規 則

奈良市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月3日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第67号

奈良市火災予防規則の一部を改正する規則

奈良市火災予防規則(昭和37年奈良市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第6条の2中「第12条第3項」の次に「、第12条の2第2項」を加える。

別表(1)の項中「第12条第3項」の次に「、第12条の2第2項」を、「燃料電池発電設備」の次に「、急速充電設備」を加える。

附 則

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

(平成24年10月3日揭示済)

奈良市観光センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成24年10月3日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第68号

奈良市観光センター条例施行規則を廃止する規則

奈良市観光センター条例施行規則(昭和59年奈良市規則第26号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(平成24年10月3日揭示済)

奈良市下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月15日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第69号

奈良市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市下水道条例施行規則(昭和51年奈良市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第14条の表中

ふつ素及びその化合物

を

ふつ素及びその化合物

に改める。

1・4-ジオキサン

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成24年10月15日揭示済)

## 告 示

### 奈良市告示第616号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年10月1日

奈良市長 仲川元庸

#### 1 入札に付する事項

道路新設工事(針町地内・一本松小倉線)ほか14件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり)

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(入札参加者に必要な資格)

- 平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。
- 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)並びに建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。
- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- 当該工事に入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。  
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。(特定建設工事共同企業体での参加者に必要な資格)  
2者又は3者による特定建設工事共同企業体(市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。)で、その各構成員が次の各号に定める基準を全て満たすものであること。  
(1) 平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。

奈良市長 仲川元庸

- (2) 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がBに格付されていること。
  - (3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。
    - ア 代表者（監理技術者を1名以上専任で配置）
      - (ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
      - (イ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
      - (ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
    - イ 代表者以外の構成員（1名以上専任で配置）
      - (ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
      - (イ) 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
      - (ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
  - (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
  - (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
- (1) 日時  
告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日 を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
  - (2) 場所  
奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）
- 4 開札の場所  
奈良市役所入札室
- 5 開札の日時  
別表のとおり
- 以下省略  
(平成24年10月1日揭示済)

**奈良市告示第617号**

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成24年10月1日

- 1 入札に付する事項
  - (1) 工事名 大宮三条本町線電線共同溝工事及び排水渠改良工事
  - (2) 工事場所 奈良市大宮町一丁目地内
  - (3) 工期 契約の日から平成25年3月29日まで
  - (4) 工事概要 電線共同溝工事一式  
街路改良工事一式  
排水渠改良工事一式
  - (5) 予定価格 142,283千円（消費税及び地方消費税を除く。）
  - (6) 最低制限モデル型算出価格 114,911千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、2者又は3者による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その構成員が次の条件に定める基準をすべて満たしているものであること。
  - (1) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。
  - (2) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。
    - ア 代表者（監理技術者を1名以上専任で配置）
      - (ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
      - (イ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
      - (ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
    - イ 代表者以外の構成員（監理技術者又は主任技術者を1名以上専任で配置）
      - (ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
      - (イ) 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
      - (ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
  - (3) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
  - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
  - (1) 日時  
平成24年10月1日から平成24年10月24日まで（奈良市の休日 を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5



時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。)

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成24年10月25日 午前9時30分

以下省略

(平成24年10月1日揭示済)

**奈良市告示第618号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年10月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 工事名 東部第2-2地区中継ポンプ設置工事(丹生)24工区及びマンホールポンプ設置工事(公3)

(2) 工事場所 奈良市丹生町地内他

(3) 工事期間 契約の日から平成25年3月22日までとする。

(4) 工事概要  
マンホールポンプ設置工事 4箇所  
着脱装置付水中汚水ポンプ 8台  
ポンプ制御盤 4面  
付帯工 1式

(5) 予定価格 42,633千円(消費税及び地方消費税を除く。)

(6) 最低制限基準価格 37,437千円(消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、機械器具設置工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

(1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。)の結果における機械器具設置工事の総合評定値が800点以上であり、特定建設業の許可を有していること。

(2) 平成9年度以降(過去15年間)において、マンホールポンプ設置工事(着脱装置付水中汚水ポンプ及びその制御盤を一体として整備する工事)(設計図書の条件を満たす工事)で地方公共団体・特殊法人・独立行政法人・国の出先機関の発注工事に係る工事を元請けとして単独又は特定建設工事共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る。)としての施工実績を有する者

(3) 次に掲げる基準を満たす機械器具設置工事の監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア 機械器具設置工事に関する技術士法に関する技術士又はこれと同等以上の資格を有する者(指導監督的な実務経験者)であること。

イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年10月1日から平成24年11月8日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、CDによる貸出し又は閲覧とします。)

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成24年11月9日 午前9時30分

以下省略

(平成24年10月1日揭示済)

**奈良市告示第619号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年10月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

測量設計業務委託(法用町地内・東部第93号線)ほか1件(各業務の業務名、業務場所、業務期間、業務概要、予定価格、最低制限基準価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(入札参加者に必要な資格)

(1) 平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。

(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している測量・建設コンサルタント等業者であること。

(3) 業務ごとに別表の参加資格に掲げる等級(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止

期間中でないこと。

(6) 当該業務に関して必要な資格を有している、次の技術者を配置できること。(管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。)

ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者  
イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時  
告示日から各業務の開札日前日まで(奈良市の休日を含む市の日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所  
奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。)

4 開札の場所  
奈良市役所入札室

5 開札の日時  
別表のとおり

以下省略

(平成24年10月1日揭示済)

**奈良市告示第620号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4

号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。

平成24年10月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定年月日  
平成24年10月1日
  - 2 指定した道路の名称  
(1) 大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業) JR奈良駅南特定土地区画整理事業による事業計画道路 都市計画道路(大森西木辻線)、(大森西町線) 区画道路20号線、区画道路21号線及び区画道路32号線
  - 3 指定した道路の幅員 17m、16m及び6m
  - 4 指定した道路の延長 391.4m
  - 5 指定した道路の区域 別図のとおり
- 別図省略

(平成24年10月1日揭示済)

**奈良市告示第621号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項、第46条第1項及び第53条の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。

平成24年10月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970105595	奈良市三碓町2204番地	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会 鳥見デイサービスセンター “ふらっと”	奈良市三条大路一丁目9番10号	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会	平成24年10月1日
2970105629	奈良市法蓮町602番地1	財団法人沢井病院デイサービスセンター	奈良市船橋町8番地	財団法人 沢井病院	平成24年10月1日
2970105637	奈良市法蓮町602番地1	財団法人沢井病院居宅介護支援事業所	奈良市船橋町8番地	財団法人 沢井病院	平成24年10月1日
2950180139	奈良市中登美ヶ丘四丁目3番	介護老人保健施設 アップル学園前	奈良市中登美ヶ丘四丁目3番	医療法人 北寿会	平成24年10月1日

(平成24年10月1日揭示済)

**奈良市告示第622号**

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成24年10月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

3 供用を開始する排水施設の位置

平成24年10月1日

公共下水道管理者 奈良市  
奈良市長 仲川元庸

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成24年10月15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
奈良市山陵町、柏木町、南京終町四丁目及び東九条町の各一部

管渠番号	起点	終点
山陵第2幹線-99	奈良市山陵町967-1	奈良市山陵町967-1
都跡幹線-337	奈良市柏木町253-3	奈良市柏木町253-3

大安寺第1幹線-227	奈良市南京終町四丁目236-4	奈良市南京終町四丁目238-2
大安寺第1幹線-228	奈良市東九条町493-14	奈良市東九条町444

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別  
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称  
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター  
(平成24年10月1日揭示済)

**奈良市告示第623号**

平成24年奈良市議会9月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成24年10月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 平成24年度奈良市一般会計補正予算(第3号)
- 2 平成24年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 3 平成24年度奈良市介護保険特別会計補正予算(第1号)

平成24年度奈良市一般会計補正予算(第3号)  
平成24年度奈良市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,203,799千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143,577,566千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

**第1表 歳入歳出予算補正**

**歳入**

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		15,300,000 <sup>千円</sup>	277,089 <sup>千円</sup>	15,577,089 <sup>千円</sup>
	1 地方交付税	15,300,000	277,089	15,577,089
13 分担金及び負担金		1,267,530	1,870	1,269,400
	1 分担金	1,475	1,870	3,345
15 国庫支出金		21,070,247	37,066	21,107,313
	1 国庫負担金	17,821,225	2,000	17,823,225
	3 国庫委託金	116,771	1,734	118,505
	4 国庫交付金	2,288,245	33,332	2,321,577
16 県支出金		5,912,223	49,207	5,961,430
	2 県補助金	1,773,350	45,884	1,819,234
	4 県交付金	22,203	3,323	25,526
18 寄附金		1,025,500	2,300	1,027,800
	1 寄附金	1,025,500	2,300	1,027,800
20 繰越金		18,200	626,420	644,620
	1 繰越金	18,200	626,420	644,620
21 諸収入		2,305,872	1,547	2,307,419
	4 雑収入	657,038	1,547	658,585
22 市債		33,597,100	1,208,300	34,805,400

	1 市 債	33,597,100	1,208,300	34,805,400
歳 入 合 計		141,372,767	2,203,799	143,577,566

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		781,386 <sup>千円</sup>	2,900 <sup>千円</sup>	784,286 <sup>千円</sup>
	1 議 会 費	781,386	2,900	784,286
2 総 務 費		31,880,243	1,228,144	33,108,387
	1 総 務 管 理 費	28,658,482	204,424	28,862,906
	2 企 画 費	1,292,915	826,900	2,119,815
	3 徴 税 費	1,097,834	184,970	1,282,804
	4 戸 籍 住 民 費 基 本 台 帳	654,373	11,850	666,223
3 民 生 費		50,734,676	271,113	51,005,789
	1 社 会 福 祉 費	19,990,888	54,793	20,045,681
	2 児 童 福 祉 費	17,599,593	4,997	17,604,590
	3 生 活 保 護 費	13,078,697	211,323	13,290,020
4 衛 生 費		10,510,239	171,151	10,681,390
	1 保 健 衛 生 費	1,676,785	150,000	1,826,785
	2 保 健 所 費	1,723,920	21,151	1,745,071
5 労 働 費		122,532	5,000	127,532
	1 労 働 諸 費	122,532	5,000	127,532
7 商 工 費		1,717,507	7,000	1,724,507
	1 商 工 費	1,717,507	7,000	1,724,507
8 観 光 費		1,023,332	12,677	1,036,009
	1 観 光 費	1,023,332	12,677	1,036,009
9 土 木 費		12,823,816	285,982	13,109,798
	1 土 木 管 理 費	173,714	982	174,696
	2 道 路 橋 梁 費	2,958,103	13,000	2,971,103
	3 河 川 費	423,948	20,000	443,948
	4 都 市 計 画 費	8,856,105	252,000	9,108,105
10 消 防 費		4,236,406	400	4,236,806
	1 消 防 費	4,236,406	400	4,236,806
11 教 育 費		9,601,376	205,432	9,806,808

	1 教育総務費	2,654,493	1,734	2,656,227
	2 小学校費	1,289,627	71,689	1,361,316
	3 中学校費	1,024,698	42,433	1,067,131
	4 高等学校費	980,872	4,000	984,872
	5 幼稚園費	1,223,821	85,576	1,309,397
12 災害復旧費		41,000	14,000	55,000
	1 農林水産業施設 災害復旧費	5,000	11,000	16,000
	2 土木施設 災害復旧費	36,000	3,000	39,000
歳出合計		141,373,767	2,203,799	143,577,566

第2表 債務負担行為補正

1 追加分

事 項	期 間	限 度 額
未収貸付金回収等業務委託	平成24年度から 平成26年度まで	千円 6,264
市営住宅退去者滞納家賃 回収等業務委託	平成24年度から 平成26年度まで	10,008

第3表 地方債補正

1 変更分

起債の目的	限 度 額	
	補正前	補正後
河川事業	千円 193,100	千円 203,100
都市計画事業	1,649,000	1,901,000
義務教育施設整備事業	544,800	561,000
幼稚園施設整備事業	40,200	112,700
災害復旧事業	38,000	42,000
第三セクター等改革推進	17,500,000	18,326,000
臨時財政対策	6,670,000	6,697,600
計	33,597,100	34,805,400

平成24年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算  
(第1号)

平成24年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ321,744

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 財産収入		千円 200	千円 300	千円 500
	1 財産運用収入	200	300	500

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ  
36,021,744千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

9 繰入金		2,147,500	97,930	2,245,430
	2 基金繰入金	—	97,930	97,930
10 繰越金		—	223,514	223,514
	1 繰越金	—	223,514	223,514
歳入合計		35,700,000	321,744	36,021,744

(註)「第10款 諸収入」を「第11款 諸収入」に改める。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
9 基金積立金		千円 200	千円 300	千円 500
	1 基金積立金	200	300	500
11 諸支出金		50,800	321,444	372,244
	1 還付及び 還付加算金	46,000	321,444	367,444
歳出合計		35,700,000	321,744	36,021,744

平成24年度奈良市介護保険特別会計補正予算(第1号)

平成24年度奈良市の介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ110,276

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		千円 3,485,915	千円 110,276	千円 3,596,191
	2 基金繰入金	—	110,276	110,276
歳入合計		23,784,000	110,276	23,894,276

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸支出金		千円 17,572	千円 110,276	千円 127,848
	1 償還金及び 還付加算金	17,572	110,276	127,848
歳出合計		23,784,000	110,276	23,894,276

(平成24年10月1日揭示済)

奈良市告示624号は、奈良市公報  
号外第28号に掲載

奈良市告示第625号

平成24年奈良市告示第193号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成24年10月1日

奈良市長 仲川 元 庸

次のよう省略

(平成24年10月1日揭示済)

奈良市告示第626号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年10月1日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
平成24年 8月3日 奈良市指令都整開 第12A-13号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成24年10月1日 第1322号  
公共施設 平成24年10月1日 第596号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市大安寺三丁目99番1、103番1及び104番1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市西城戸町1-4  
株式会社八州エイジェント 代表取締役 河合 浩
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 道路  
奈良市大安寺三丁目99番1の一部、103番1の一部及び104番1の一部
  - (2) 下水道  
奈良市大安寺三丁目99番1の一部、103番1の一部及び104番1の一部

(平成24年10月1日揭示済)

奈良市告示第627号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしますので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。  
平成24年10月2日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
多田 喜次		柔道整復	平成24年10月1日
学園大和鍼灸接骨院	奈良県奈良市学園大和町一丁目1番地の1	あんま	平成24年10月1日

(平成24年10月2日揭示済)

奈良市告示第628号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。  
平成24年10月2日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成24年10月2日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

- 5 引取期間  
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
  - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
  - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 

ア 移動費	自転車	2,000円
	原動機付自転車	4,000円
イ 保管費	1,000円	（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先  
奈良市市民生活部 防犯・交通安全課  
電話0742-34-1111代表  
(平成24年10月2日揭示済)

奈良市告示第629号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年10月2日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
平成24年 7月27日 奈良市指令都整開 第12A-10号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成24年10月2日 第1323号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市押熊町1445番1の一部、1445番2の一部、1445番3の一部、1446番1の一部、1447番1の一部、1472番1、1473番1及び1478番2
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
代表取締役 井阪 隆一  
(平成24年10月2日揭示済)

奈良市告示第630号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成24年10月2日

奈良市長 仲川 元庸

次のとおり省略

(平成24年10月2日揭示済)

**奈良市告示第631号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年10月2日

奈良市長 仲川元庸

## 1 入札に付する事項

- (1) 契約内容 本市において土地改良清美事業事業地内に、受注者が軽量鉄骨平屋建て（プレハブ）事務所棟を新築し、賃貸借物件として本市が長期継続契約により借り受ける。
- (2) 業務名称 土地改良清美事務所 事務所棟賃貸借
- (3) 賃貸借物件 軽量鉄骨平屋建て（プレハブ）延べ床面積131.36平方メートル
- (4) 契約期間 平成25年1月1日から平成34年12月31日まで
- (5) 設置場所 奈良市米谷町上谷863 他
- (6) 支払方法 月額により契約し、毎月払いとする。
- (7) 契約方法 賃貸借契約（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）  
ただし、契約期間終了後、賃借料の全額の支払いにより、賃貸借物件を本市に無償譲渡するものとする。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年度において本市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、分類Q1の登録者であって、次に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) この告示に示した賃貸借物件又はこれと同等の物件に係る「プレハブ建物の賃貸借（130㎡以上のものに限る）」を元請けとして完了した実績がある者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

## 3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 奈良市興隆寺町170-1  
奈良市土地改良清美事務所
- (2) 日時 平成24年10月2日（火）から同月9日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）  
なお、発注仕様書は閲覧とします。

## 4 入札の場所及び日時

- (1) 場所 奈良市興隆寺町170-1  
奈良市土地改良清美事務所 2階会議室
- (2) 日時 平成24年10月24日（水）午後1時30分から

以下省略

(平成24年10月2日揭示済)

**奈良市告示第632号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年10月3日

奈良市長 仲川元庸

## 1 入札に付する事項

- (1) 業務名 史跡大安寺旧境内保存用地取得事業嘱託登記業務
- (2) 業務場所 奈良市東九条町地内
- (3) 業務期間 契約の日から平成25年2月28日までとする。
- (4) 業務概要 嘱託登記業務一式
- (5) 予定価格 16,030円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限価格 9,618円（消費税及び地方消費税を除く。）

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 平成24年度において奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、測量・建設コンサルタント等「その他部門（土地家屋調査士）」の登録を有する者であること。
- (2) 土地家屋調査士登録事務所所在地が奈良市内である者
- (3) 奈良県土地家屋調査士会の会員又は社団法人奈良県公共嘱託土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という。）。ただし、公嘱協会はその社員が入札に参加する場合は参加することができないものとする。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

## 3 仕様書等を示す日時及び場所

- (1) 日時  
平成24年10月3日から平成24年10月24日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所  
奈良市教育委員会教育総務部文化財課（仕様書等は、貸出し又は閲覧とします。）

## 4 仕様書等に関する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出してください。  
ア 提出日時 平成24年10月15日（月）午前9時から午後4時まで



- イ 提出場所 奈良市教育委員会教育総務部文化財課  
電話 0742-34-5369
  - ウ 持参により提出してください。郵送及び電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません。
  - (2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供しません。
  - ア 平成24年10月18日（木）午前9時から午後4時まで
  - イ 場所 (1)イに同じ
- 5 開札の場所及び日時  
奈良市役所 入札室  
平成24年10月25日（木）午後4時00分

以下省略

(平成24年10月3日掲示済)

**奈良市告示第633号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を廃止しましたので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示します。

平成24年10月5日

奈良市長 仲川元庸

**【福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与】**

**【特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売】**

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970104895	奈良市宝来町928-1	株式会社奈良ニシカワ宝来店	磯城郡田原本町千代579-1	株式会社奈良ニシカワ	平成24年9月30日

**【訪問看護・介護予防訪問看護】**

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2960190052	奈良市大宮町3-2-39-306	訪問看護ステーション彩虹	奈良市大宮町3-2-39-306	株式会社オフィス彩虹	平成24年9月1日

**【通所介護・介護予防通所介護】**

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970100893	奈良市法蓮町602番地1	アシストハートフルデイサービス	奈良市法蓮町602番地1	有限会社アシストコーポレーション	平成24年9月30日

**【訪問介護・介護予防訪問介護】**

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970100802	奈良市法蓮町602番地1	アシストハートヘルプサービス	奈良市法蓮町602番地1	有限会社アシストコーポレーション	平成24年9月30日
2970103319	奈良市三碓町2250番地	サポートコーシン	奈良市三碓町2250番地	有限会社好伸	平成24年10月1日

**【居宅介護支援】**

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970100349	奈良市法蓮町602番地1	有限会社アシストコーポレーション	奈良市法蓮町602番地1	有限会社アシストコーポレーション	平成24年9月30日

(平成24年10月5日掲示済)

**奈良市告示第634号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1指定年月日 平成24年10月1日

項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成24年10月5日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	

2910100250	社会福祉法人 わたぼうしの 会	630-8044	奈良県奈良市六 条西三丁目25- 4	たんぼぼの家	630-8044	奈良県奈良市六条 西三丁目25-4	短期入所
2910101837	株式会社けい はんなヘルパー ステーション	631-0072	奈良県奈良市二 名三丁目952- 1	けいはんなヘル パーステーショ ン	631-0072	奈良県奈良市二名 三丁目952-1	居宅介護 重度訪問 介護
2910101845	特定非営利活 動法人地域活 動支援センタ ーぶろぼの	630-0257	奈良県生駒市元 町二丁目1-19 元町ストレート ビル1階	SCファームぶ ろぼの	630-8115	奈良県奈良市大宮 町三丁目5-39 第3やまと建設ビ ル201号	就労継続 支援（B 型）
2910101852	特定非営利活 動法人COM	630-8226	奈良県奈良市小 西町12番1	Machiya Wor ks “こいんど う”	630-8226	奈良県奈良市小西 町12番1	生活介護 就労継続 支援（B 型）
2910101647	特定非営利活 動法人きらら の木	630-8043	奈良県奈良市六 条二丁目6-1	スマイルライフ きららの木	630-8043	奈良県奈良市六条 二丁目6-1	行動援護

(平成24年10月5日揭示済)

**奈良市告示第635号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の17  
第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定し  
指定年月日 平成24年10月1日

ましたので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき  
告示します。

平成24年10月5日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100140	社会福祉法人 青葉仁会	630-2152	奈良県奈良市柚 ノ川町50-1	青葉仁会相談支 援 十萌	630-2152	奈良県奈良市柚ノ 川町50-1	計画相談 支援

(平成24年10月5日揭示済)

**奈良市告示第636号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項  
の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、  
同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年10月5日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
財団法人沢井病院ヘルパー ステーション	奈良県奈良市船橋町8	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成24年7月1日 平成24年7月1日
財団法人沢井病院	奈良県奈良市船橋町8		

(平成24年10月5日揭示済)

**奈良市告示第637号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項  
の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を再開した旨の届出がありましたので、  
同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年10月5日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		再開した施設又は再開した事業の種類	再開年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
財団法人沢井病院ヘルパー ステーション	奈良県奈良市法蓮町602 番地1	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成24年10月1日 平成24年10月1日
財団法人沢井病院	奈良県奈良市船橋町8 番地		

(平成24年10月5日揭示済)

奈良市告示第638号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年10月5日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	医療法人松本快生会訪問看護ステーション「さわやか」	奈良県奈良市中登美ヶ丘四丁目3-1	医療法人松本快生会	平成24年9月1日
新	医療法人松本快生会訪問看護ステーション「さわやか」	奈良県奈良市鶴舞西町1番16号	医療法人松本快生会	
旧	医療法人松本快生会西奈良中央病院ケアプランセンター	奈良県奈良市百楽園五丁目7番33号メゾンソワニエA棟103号室	医療法人松本快生会	平成24年9月1日
新	医療法人松本快生会西奈良中央病院ケアプランセンター	奈良県奈良市鶴舞西町1番16号	医療法人松本快生会	

(平成24年10月5日揭示済)

奈良市告示第639号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年10月5日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
財団法人沢井病院居宅介護支援事業所	奈良県奈良市法蓮町602番地1	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成24年10月1日
財団法人沢井病院	奈良県奈良市船橋町8番地		
財団法人沢井病院デイサービスセンター	奈良県奈良市法蓮町602番地1	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成24年10月1日 平成24年10月1日
財団法人沢井病院	奈良県奈良市船橋町8番地		

(平成24年10月5日揭示済)

奈良市告示第640号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良

市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年10月5日

奈良市長 仲川 元庸

(平成24年10月5日揭示済)

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成24年10月5日
- 3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

**奈良市告示第641号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の指定辞退の届出がありましたので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成24年10月5日

奈良市長 仲川 元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目及び障害名	辞退年月日
太田 丈生	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50番1号	眼科（視覚障害）	平成24年6月30日

(平成24年10月5日揭示済)

**奈良市告示第642号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年10月9日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

項目	概要
業務名	奈良市観光客ニーズ調査業務委託
業務内容	奈良市は歴史遺産や伝統芸能など、豊かな文化資源を有しており、日本有数の観光地である一方で、観光客数は隣接する大阪、京都と比較すると少ない状況である。この調査では、アンケート調査によって、関西圏、とりわけ京都・大阪・神戸を訪問する国内観光客を対象に、旅行先として奈良市を選択しない理由を掘り起こし、新たな目線で観光の目的やトレンド、動向など、観光旅行に対するニーズを把握する。また、WEB調査によって全国から旅行者層の国内旅行の主流を掴み、今後より多くの観光客を奈良市に誘致するための観光戦略の策定やブランディング、観光関連事業者による旅行商品等開発の基礎資料とする。
委託期間	契約日から平成25年3月31日まで
業務場所	大阪・京都・神戸市内及びインターネット上
契約形式	委託契約

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

以下に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 旅行又は調査を専門としている事業者で、過去2箇年において、自治体が発注する本業務と同様の観光に

関する調査の実績が2回以上あること。

- (2) 平成24年度において奈良市物品購入等指名競争入札参加資格者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 募集要項等を示す日時及び場所

- (1) 日時  
平成24年10月9日（火）から10月24日（水）まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所  
奈良市ホームページ（観光戦略課）

4 入札参加申請受付の日時及び申請方法

- (1) 日時  
平成24年10月9日（火）から10月24日（水）まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 提出方法  
直接持参
- (3) 提出場所  
奈良市観光経済部観光戦略課（担当：誘客促進係）  
〒630-8580  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟2階

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札の日時  
平成24年11月7日（水）午後1時30分～
- (2) 開札の日時

入札締切り後、直ちに開札

(3) 入札及び開札の場所

奈良市役所 入札室

以下省略

(平成24年10月9日揭示済)

**奈良市告示第643号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年10月9日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

項目	概要
業務名	奈良市観光動向調査業務委託
業務内容	本業務は、奈良市内への観光客(外国人観光客を含む。)の旅行目的、消費額、満足度など実態を把握するためにアンケート調査等を行い、本業務を通じて得られたデータを解析することにより観光客の特性、傾向、ニーズなどを分析し、今後奈良市が展開する戦略的な観光プロモーションの目標設定及び観光政策の企画・立案に資する基礎的データとし、観光客受入体制の整備や観光資源開発に活用することを目的とする。
委託期間	契約日から平成25年3月31日まで
業務場所	奈良市内
契約形式	委託契約

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

以下に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 旅行又は調査を専門としている事業者で、過去2箇年において、自治体が発注する本業務と同様の観光に関する調査の実績が2回以上あること。
- (2) 平成24年度において奈良市物品購入等指名競争入札参加資格者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 募集要項等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年10月9日(火)から10月24日(水)まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 場所

奈良市ホームページ(観光戦略課)

4 入札参加申請受付の日時及び申請方法

(1) 日時

平成24年10月9日(火)から10月24日(水)まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法

直接持参

(3) 提出場所

奈良市観光経済部観光戦略課(担当:誘客促進係)

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟2階

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札の日時

平成24年11月7日(水)午後3時30分

(2) 開札の日時

入札締切り後、直ちに開札

(3) 入札及び開札の場所

奈良市役所 入札室

以下省略

(平成24年10月9日揭示済)

**奈良市告示第644号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年10月9日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

平成24年9月3日 奈良市指令都整開 第12A-24号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成24年10月5日 第1324号

公共施設 平成24年10月5日 第597号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市あやめ池南六丁目815番1、815番2の一部、816番1、816番3、817番1、842番1、842番5、842番7及び842番8

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市あやめ池南六丁目5番25号

松本 幸枝

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路  
奈良市あやめ池南六丁目842番7及び842番8  
(平成24年10月9日掲示済)

**奈良市告示第645号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年10月9日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

項目	概要
件名	奈良市市民課窓口業務等委託
業務内容	「奈良市市民課窓口業務等委託仕様書」に記載のとおり
契約形式	委託契約
契約条項	「奈良市市民課窓口業務等委託契約書(案)」に記載のとおり
契約期間	契約締結日から平成28年2月29日まで (地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約) ※業務引継期間を含む
履行期間	平成25年3月1日から平成28年2月29日まで
履行場所	・奈良市役所本庁舎市民課 ・市民サービスセンター

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 市税(奈良市外の事業者にあつては国税)を滞納していないこと。
- (3) 本市の入札参加停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 近畿2府4県内に事業所(支店・営業所等を含む。)を有すること。
- (7) J I S Q 27001 ( I S O / I E C 27001 ) の要求事

項に適合した I S M S ( 情報セキュリティマネジメントシステム ) 適合性評価制度の認証及び一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理するプライバシーマーク付与認定を受けている事業者であること。

- (8) 過去5年以内に、他自治体において本委託業務と同等の業務を元請として履行した実績を有すること。

なお、本条項で示す実績とは、当該業務に係る実施体制や実施方針に対する提案等に関するプロポーザル(企画提案書)を提出する方式、若しくは、これに準ずる方式により選定された上で履行したものに限る。

- (9) 「奈良市市民課窓口業務等委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に定める業務を実施するため、「作業実施計画書」を提出すること。

3 一般競争入札参加申込書等の配布

- (1) 配布期間  
平成24年10月9日(火)から平成24年10月22日(月)まで
- (2) 掲載ホームページURL  
<http://www.city.nara.lg.jp/> <奈良市 市民課ホームページ内>

4 入札参加申込方法

- (1) 一般競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記載し、2に掲げる資格をみたす者であることを証明する書面等添付書類を添えて、直接持参により提出すること。

- ① 提出期間  
平成24年10月9日(火)から同年10月22日(月)まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- ② 提出場所  
奈良市市民生活部市民課(奈良市二条大路南一丁目1番1号 東棟1階)

- (2) 受付期間に申請書等を提出しない者は、この入札に参加することができません。

- (3) 入札参加申込みを行った者には、一般競争入札参加資格審査結果通知書を平成24年10月24日(水)までに発送します。

5 入札説明及び現地説明会

実施しません。

6 質疑に関する事項

一般競争入札実施要領等に関して質疑のある場合は、指定の質疑書に質疑内容を記入のうえ、電子メールにより提出してください。

- (1) 受付期限及び送付先

- ① 受付期間  
平成24年10月17日(水) 午後5時まで

- ② 送付先電子メールアドレス  
shimin@city.nara.lg.jp

- (2) 受付方法

メールの件名を「奈良市市民課窓口業務等委託事業に関する質疑書」とし、必要事項を明記の上、下記様式の質疑書を添付ファイルとして送信すること。

① 必要事項

称号又は名称、担当者、電話番号、メールアドレス

② 質問様式

(様式第3号) 奈良市市民課窓口業務等委託事業に関する質疑書

(3) 質問に対する回答日

平成24年10月19日(金)午後5時までに奈良市ホームページ上に掲載する(予定)

7 入開札に関する事項

(1) 入札の方法

① 入札の方法は、持参入札とします。【様式第4号】入札書に金額を記載し、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記載すること。

② 代理入札の場合は、年間を通じて委任されている者以外の者は、入札執行前に必ず【様式第5号】委任状を提出してください。提出のない場合は、入札できません。

③ 入札者の不正行為その他の理由により、この入札を執行することが不適当であると認めるときは、執行を取りやめることがあります。また、入札執行後においても、落札決定を保留し、入札を取り消す場合があります。

④ 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

⑤ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。契約希望金額は、月額委託料とし、事業に係るすべての費用を含むものとします。

⑥ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とします。

(2) 入開札の日時

平成24年11月13日(火)午後2時30分  
入札完了と同時に開札します。

(3) 入開札の場所

奈良市役所 西棟1階 入札室

以下省略

(平成24年10月9日揭示済)

奈良市告示第646号

奈良市個人情報保護条例(平成21年奈良市条例第51号)

第25条の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を次のとおり定めたので、奈良市個人情報保護条例施行規則(平成21年奈良市規則第79号)第17条の規定に基づき告示します。

平成24年10月10日

奈良市長 仲川元庸

試験等の名称	奈良市立看護専門学校入学者選考試験
口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容	受験者本人の各試験得点及びその合計点
開示する期間	入学試験合格発表日の翌日から1箇月間
開示する場所	市民生活部病院事業課看護専門学校準備グループ

(平成24年10月10日揭示済)

奈良市告示第647号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年10月10日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号  
平成24年5月8日 奈良市指令都整開 第11A-43号  
平成24年9月4日 奈良市指令都整開 第11A-43-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成24年10月10日 第1325号  
公共施設 平成24年10月10日 第598号
- 開発区域に含まれる地域  
奈良市富雄北三丁目2815番12 (1工区)
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市堺区甲斐町西一丁1番31号  
株式会社サンユー都市開発 代表取締役 松本 泰成
- 公共施設の種類、位置及び区域  
(1) 道路  
奈良市富雄北三丁目2815番12の一部  
(2) 公園  
奈良市富雄北三丁目2815番12の一部

(平成24年10月10日揭示済)

奈良市告示第648号

奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者を次のとおり募集します。

平成24年10月11日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成24年10月11日揭示済)

**奈良市告示第649号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年10月11日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成24年10月11日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成24年10月11日揭示済)

**奈良市告示第650号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取のない自転車を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年

- 1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
インフルエンザ	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者で接種を希望する者	平成24年10月15日から 平成24年12月28日まで	別紙のとおり

- 2 接種不適当者
  - (1) 明らかな発熱（37.5℃以上）を呈している者
  - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (3) インフルエンザ予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー（即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応）を呈したことが明らかな者
  - (4) 接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
  - (5) その他インフルエンザ予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 3 接種要注意者
  - (1) 心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者
  - (2) ヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
- 4 料金  
1,500円。ただし、生活保護世帯に属する方で保護受

奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成24年10月11日

奈良市長 仲川元庸

- 1 処分の根拠  
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日  
平成24年10月25日
- 4 処分対象自転車の移動年月日  
平成24年4月5日、同月6日、同月9日、同月12日、同月13日、同月17日、同月19日、同月20日、同月26日及び同月27日

(平成24年10月11日揭示済)

**奈良市告示第651号**

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定によるインフルエンザ予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成24年10月12日

奈良市長 仲川元庸

- 5 その他  
給証明書を提出した場合は無料  
不明な点については、奈良市保健所保健予防課に問い合わせてください。  
別紙省略

(平成24年10月12日揭示済)

**奈良市告示第652号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年10月12日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日



平成24年10月12日  
3 移動対象区域  
近鉄大和西大寺駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略  
(平成24年10月12日揭示済)

奈良市告示第653号

奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号)第17条第3項の平成25年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第4項の事業主体が定める数値(利便性係数)を次のとおり公表します。

平成24年10月12日

奈良市長 仲川元庸

名称	位置	床面積(m <sup>2</sup> )	住宅番号等	近傍同種の住宅の家賃(円)	利便性係数
第2号市営住宅	奈良市川上町	74.8	1-2号館	67,500	0.7000
		74.8	3-4号館	67,000	0.7000
		74.8	5-6号館	70,900	0.7000
		39.3	6号館	37,100	0.7000
第3号市営住宅	奈良市法蓮町	23.1	1-20	15,300	0.7572
		74.9	1-2号棟	83,600	0.7819
第4号市営住宅	奈良市般若寺町	74.6	1-2号棟	68,500	0.7541
		64.2	1-2号棟	58,900	0.7541
		64.5	1-2号棟	59,200	0.7541
		71.9	1-2号棟	66,000	0.7541
		74.6	3号棟	67,900	0.7541
		64.2	3号棟	58,500	0.7541
		64.5	3号棟	58,700	0.7541
第5号市営住宅	奈良市大安寺一丁目	74.7	1-2号棟	64,200	0.7647
		64.5	1-2号棟	55,400	0.7647
		71.2	1-2号棟	61,200	0.7647
第6号市営住宅	奈良市法華寺町	34.7	101-120	15,900	0.7319
第7号市営住宅	奈良市富雄元町四丁目	28.0	131-140	17,300	0.7698
		28.0	141-150	17,800	0.7698
		33.8	151-160	19,400	0.7698
第9号市営住宅	奈良市東紀寺町三丁目	70.1	1-2号棟	106,300	0.7994
		60.7	1-2号棟	91,900	0.7994
		55.3	1-2号棟	90,300	0.8056
		70.1	3号棟	102,500	0.7994
		60.7	3号棟	88,700	0.7994
		55.3	3号棟	87,900	0.8056
		60.1	3号棟	87,800	0.7994
第10号市営住宅	奈良市古市町	42.7	127-141	18,000	0.7211
		55.4	143-157	26,900	0.7211
		58.8	158-164	28,200	0.7211
		58.8	165-188	28,400	0.7211
		74.6	1-23	87,600	0.7247
		74.6	24-35	85,400	0.7247
		74.9	36-62	84,800	0.7247
		74.9	63-66	85,600	0.7247
		74.9	67-102	87,600	0.7247
		75.0	103-112	85,600	0.7247
		74.9	113-118	82,200	0.7247
		74.9	119-124	93,600	0.7247
		74.8	125-128	94,100	0.7247
		74.8	129-134	95,900	0.7247
		74.9	137-138	95,600	0.7247
		74.9	135-136	92,400	0.7247
75.0	139-140	84,800	0.7247		
31.4	1-12	12,000	0.7103		

第11号市営住宅	奈良市杏町及び西九条町三丁目	55.4	74-78	26,900	0.7012
		55.4	64-73	26,100	0.7012
		58.8	79-91	27,100	0.7012
		58.8	92-101	31,600	0.7012
		74.8	1-10	82,300	0.7037
		74.9	25-28	83,600	0.7037
		74.9	11-24	82,700	0.7037
		74.9	29-32	83,400	0.7037
		74.9	33-38	85,400	0.7037
		74.9	39-43	85,400	0.7037
		75.0	44-47	86,200	0.7037
		74.9	48-53	86,000	0.7037
		75.0	54-55	79,900	0.7037
		74.9	56-57	91,100	0.7037
		74.9	58-63	85,200	0.7037
		75.0	64-65	79,300	0.7037
		75.1	66-73	85,900	0.7037
75.0	74-79	87,500	0.7037		
第12号市営住宅	奈良市横井一丁目、横井二丁目、横井五丁目	55.4	76-105	27,300	0.7067
		75.0	1-28	87,300	0.7095
		74.9	39-43	85,000	0.7095
		74.9	29-38	85,600	0.7095
		74.8	44-49	83,900	0.7095
		74.9	50-53	84,000	0.7095
		74.9	54-55	84,700	0.7095
		74.9	56-59	86,800	0.7095
		75.0	60-67	84,700	0.7095
		75.0	68-71	84,900	0.7095
		74.9	72-75	82,500	0.7095
		74.9	76-77	93,200	0.7095
第13号市営住宅	奈良市八条一丁目	58.8	15-20	27,800	0.7012
		58.8	21-30	31,200	0.7012
		74.9	1-8	84,700	0.7037
		75.0	9-14	85,500	0.7037
第14号市営住宅	奈良市南紀寺町三丁目	74.7	101-312	77,000	0.7800
第18号市営住宅	奈良市六条西一丁目	39.9	1号棟	25,300	0.7596
		37.6	2号棟	23,900	0.7596
		42.1	3号棟	23,000	0.7596
		38.7	4号棟	21,200	0.7596
		42.3	5-6号棟	23,900	0.7596
第19号市営住宅	奈良市紀寺町	58.8	52-61	30,000	0.7193
		74.8	101-404	72,000	0.7228
第20号市営住宅	奈良市松陽台一丁目	60.0	1-4号棟	42,300	0.8113
		65.0	5-9号棟	51,300	0.8113
		55.0	5-9号棟	43,500	0.8113
		45.0	5-9号棟	35,400	0.8113
第21号市営住宅	奈良市油阪町	55.4	201-612	45,700	0.8203
第22号市営住宅	奈良市藺生町	31.5	1~20	7,800	0.6666
		31.5	21~36	7,700	0.6666
第23号市営住宅	奈良市針町	31.5	1~20	7,300	0.6704
		31.5	21~40	7,800	0.6704

(平成24年10月12日揭示済)

奈良市告示第654号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良

市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年10月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

通学路整備工事（高畑町地内・北部第199号線）ほか14件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
(入札参加者に必要な資格)

- (1) 平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

(平成24年10月15日揭示済)

**奈良市告示第655号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年10月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

排水渠改良工事に伴う測量調査委託ほか2件（各業務の業務名、業務場所、業務期間、業務概要、予定価格、最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
(入札参加者に必要な資格)

- (1) 平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している測量・建設コンサルタント等業者であること。
- (3) 業務ごとに別表の参加資格に掲げる等級（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該業務に関して必要な資格を有している、次の技術者を配置できること。（管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。）
  - ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者
  - イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各業務の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

(平成24年10月15日揭示済)

**奈良市告示第656号**

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成24年10月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 奈良市防災行政無線（デジタル同報系）整備工事
- (2) 工事場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号他
- (3) 工事期間 契約の日から平成26年12月29日までとす

る。

- (4) 工事概要 奈良市役所親局設備 一式  
一体山中継所設備 一式  
屋外拡声子局設備 42ヶ所
- (5) 予定価格 533,300千円 (消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限モデル型算出価格 465,430千円 (消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、電気通信工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。)の結果における電気通信工事の総合評定値が1,300点以上であり、特定建設業の許可を有していること。
- (2) 平成14年度以降(過去10年間)において、国、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人又は国の出先機関の発注したデジタル同報系(60MHz)防災行政無線工事の元請けとして単独又は特定建設工事共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る。)として施工実績を有する者
- (3) 次に掲げる基準を満たす電気通信工事の監理技術者を当該工事に専任で配置できること。  
ア 電気通信工事に関する技術士法に関する技術士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。  
イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。  
ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時  
平成24年10月15日から平成24年11月15日まで(奈良市の休日定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 場所  
奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、CDによる貸出し又は閲覧とします。)

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室  
平成24年11月16日 午前9時30分

以下省略

(平成24年10月15日掲示済)

奈良市告示第657号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年10月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 2号炉及び粗大ごみ処理施設点検整備補修
- (2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地「奈良市環境清美工場」
- (3) 業務期間 契約の日から平成25年3月26日までとする。  
なお、焼却炉点検整備期間は、35日程度とし、2月中旬より3月中旬の予定とする。
- (4) 業務概要 焼却炉施設、粗大ごみ処理施設の経年使用による劣化部分及び損傷部分の補修並びに分解整備補修を行う。  
2号炉(全連続燃焼ストーカ式)処理能力 120t/日  
1 炉燃焼設備補修 一式  
2 ガス冷却設備補修 一式  
3 空気予熱器補修 一式  
粗大ごみ施設(スイングハンマー方式)処理能力 100t/5h  
1 受入供給設備 一式  
2 破碎設備 一式  
3 破碎機雰囲気調整設備 一式  
4 搬出設備 一式  
5 選別設備 一式  
6 電気計装設備 一式
- (5) 予定価格 111,993千円(消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、機械器具設置工事又は清掃施設工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。)の結果における機械器具設置工事又は清掃施設工事の総合評定値が900点以上であり、特定建設業の許可を有していること。
- (2) 告示日以前において、一般廃棄物処理施設(焼却能力が1日につき1炉あたり100トン以上、破碎処理能力が100トン/5h以上のものに限る。)の点検整備補修に元請負業者としての施工実績を有する者であること。ただし、共同企業体としての施工実績を有する者

については、当該共同企業体の代表者である場合に限る。

(3) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該業務に専任で配置できること。

ア 機械器具設置工事又は清掃施設工事に関する技術士法に関する技術士又はこれと同等以上の資格を有する者(指導監督的な実務経験者等)であること。

イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年10月15日から平成24年11月22日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。)

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成24年11月26日 午前9時30分

以下省略

(平成24年10月15日揭示済)

奈良市告示第658号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年10月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 業務名 2号炉排ガス施設点検整備補修

(2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地「奈良市環境清美工場」

(3) 業務期間 契約の日から平成25年3月26日までとする。

なお、焼却炉点検整備期間は35日程度とし、2月中旬より3月中旬の予定とする。

(4) 業務概要 焼却炉施設の経年使用による劣化部分及び損傷部分の補修並びに分解整備補修を行う。

焼却炉(全連続燃焼ストーカ式)処理能力 120t/日

- 1 燃焼設備補修 一式
- 2 ガス冷却設備補修 一式
- 3 空気予熱設備補修 一式
- 4 減温塔設備補修 一式
- 5 排ガス処理設備補修 一式
- 6 通風設備補修 一式
- 7 受入供給設備補修 一式

(5) 予定価格 48,344千円(消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、機械器具設置工事又は清掃施設工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

(1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。)の結果における機械器具設置工事又は清掃施設工事の総合評定値が900点以上であり、特定建設業の許可を有していること。

(2) 告示日以前において、一般廃棄物ごみ焼却施設(焼却能力が1日につき1炉あたり100トン以上のものに限る。)の排ガス施設点検整備補修に元請負業者としての施工実績を有する者であること。ただし、共同企業体としての施工実績を有する者については、当該共同企業体の代表者である場合に限る。

(3) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該業務に専任で配置できること。

ア 機械器具設置工事又は清掃施設工事に関する技術士法に関する技術士又はこれと同等以上の資格を有する者(指導監督的な実務経験者等)であること。

イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年10月15日から平成24年11月22日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。)

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成24年11月26日 午前9時45分

以下省略

(平成24年10月15日揭示済)

**奈良市告示第659号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年10月15日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 脱水ケーキ焼却炉設備点検補修修繕
- (2) 業務場所 奈良市大安寺西二丁目281番地「奈良市衛生浄化センター」
- (3) 業務期間 契約の日から平成25年3月27日までとする。
- (4) 業務概要 No.1 脱水ケーキ焼却炉設備  
焼却炉炉内築炉補修修繕一式  
排風機点検補修修繕一式  
No.2 脱水ケーキ焼却炉設備  
バーナー点検補修修繕一式  
No.1、No.2 搬出コンベア点検補修修繕一式
- (5) 予定価格 21,427千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、清掃施設工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。）の結果における清掃施設工事の総合評定値が900点以上であること。
- (2) 告示日以前において、一般廃棄物処理施設の脱水ケーキ焼却炉設備の補修に元請負業者としての施工実績を有する者であること。ただし、共同企業体としての施工実績を有する者については、当該共同企業体の代表者である場合に限る。
- (3) 次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該業務に1名以上配置できること。
  - ア 清掃施設工事に関する技術士法に関する技術士又はこれと同等以上の資格を有する者（実務経験者等）であること。
  - イ 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
  - ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年10月15日から平成24年11月22日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。）

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成24年11月26日 午前10時00分

以下省略

(平成24年10月15日揭示済)

**奈良市告示第660号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年10月15日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年10月15日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年10月15日揭示済)

**奈良市告示第661号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成25年1月15日から本市内の区域のうち町の区域及び名称を別表のとおり変更しますので、同条第2項の規定により告示します。

なお、別表の関係区域は、別図1（変更前）及び別図2（変更後）のとおりです。

平成24年10月15日

奈良市長 仲川 元庸

別表

新町名	現町名	新町となる区域
中登美ヶ丘 五丁目	二名町 (一部)	二名町4500の5、4500の27、4500の32、4501の1、4501の2、4501の8、4501の9、4502、4540の5、4540の8から4540の10まで、4540の12、

	4540の18、4542の1、4542の2、4543の1から4543の4まで、4543の9、4546の3から4546の6まで、4549の1、4549の4から4549の9まで、4549の13から4549の20まで、4551の1、4551の7、4551の8、4551の10、4551の11、4552、4557の1から4557の4まで、4558の1から4558の3まで、4559から4561まで、4567の4、4983の1、4983の2、5091及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の全部
中登美ヶ丘四丁目 (一部)	中登美ヶ丘四丁目6、4540の12、4542の4、4542の7、4543の4、4545の2、4546の2及び4549の12

他の町を編入する町	他の町に編入される町	編入される区域
中登美ヶ丘六丁目	押熊町 (一部)	押熊町2526の2、2527の1、2528、2529の1、2529の4、2529の5、2531、2532の1、2533の1、2533の2、2534、2535、2536の1、2536の2、2537、2538、2542から2544まで、2656の1、2656の4、2657の1、2657の3、2658の1、2658の2、2659、2660の1、2660の6及びこれらの区域に介在する道路である市有地の全部
	二名町 (一部)	二名町4500の1、4500の19、4500の31、4500の33、4500の34、4500の36から4500の39まで、4540の3、4540の15から4540の17まで、4543の7、4543の8、4543の10、4566の2、4567の1、4567の3、4567の5から4567の8まで、4570の2、4570の4、4570の5、4571の1、4571の5、4583の1、4583の2、4583の6から4583の11まで
	中登美ヶ丘三丁目 (一部)	中登美ヶ丘三丁目14、2645の4、4537の15、4537の16、4540の2、4542の2及び4570の1

別図1及び別図2省略

(平成24年10月15日揭示済)

奈良市告示第662号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成25年1月15日から本市内の区域のうち町の区域及び名称を別表のとおり変更しますので、同条第2項の規定により告示します。

なお、別表の関係区域は、別図1（変更前）及び別図2（変更後）のとおりです。

平成24年10月15日

奈良市長 仲川元庸

別表

他の町を編入する町	他の町に編入される町	編入される区域
法蓮佐保山四丁目	奈良阪町 (一部)	奈良阪町1802から1815まで、1817から1821まで、1824から1827まで、1828の1、1828の2、1829、1830の1から1830の10まで、1831、1853、1854、1857の2、1858、1873、2488、2777の1から2777の5まで、2778、2779、2780の1から2780の3まで、2781の1、2781の2、2782、2783の1から2783の3まで、2784及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部
般若寺町	法蓮町 (一部)	法蓮町1419の1、1420、1421、1427、1429、1431、1433、1435、1437、1439、1441、1443、1445、1447、1449、1452、1453の2、1453の3、1456の1、1456の2、1457の1、1457の2、1459、1551の2、1551の4、1552の1、1552の2、1553の3、1559の2、1559の3及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の全部
	奈良阪町 (一部)	奈良阪町1832、1843の2及び1850
	半田開町 (一部)	半田開町55の2

別図1及び別図2省略

(平成24年10月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第41号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈

良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年10月1日

奈良市水道事業管理者  
池田修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社光成建設	代表取締役 荒木 猛	奈良市法華寺町 1065番地	平成24年 9月26日

(平成24年10月1日揭示済)

**奈良市水道局告示第42号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年10月1日

奈良市水道事業管理者  
池田修

1 入札に付する事項

舗装、奈良市あやめ池北一丁目～学園北二丁目地内ほか2件(工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成24年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市水道局入札参加者等審査会事務要領による。)並びに建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事の入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができません。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで(奈良市の休日を含める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

水道局業務部経理課(設計図書等は、奈良市水道局電子入札システムからダウンロードできます。)

4 開札の場所

水道局 4階 大会議室(北側)

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

(平成24年10月1日揭示済)

**奈良市水道局告示第43号**

奈良市水道局指定給水装置工事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年10月3日

奈良市水道事業管理者  
池田修

名称	代表者氏名	所在地	届出日
株式会社水道メンテナンス	代表取締役 岡 正三	兵庫県姫路市北 原288番地1	平成24年 10月1日

(平成24年10月3日揭示済)

**奈良市水道局告示第44号**

奈良市水道局指定給水装置工事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年10月9日

奈良市水道事業管理者  
池田修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社オアシスソリューション大阪支店	代表取締役 関谷 有三	大阪府大阪市淀 川区西中島3- 5-2	平成24年 10月3日

(平成24年10月9日揭示済)

**奈良市水道局告示第45号**

奈良市水道局指定給水装置工事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年10月12日

奈良市水道事業管理者  
池田修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
----	-------	-----	-----



米田水道商会	米田 信一	奈良県橿原市西池尻町362の3	平成24年10月11日
--------	-------	-----------------	-------------

(平成24年10月12日揭示済)

## 教育委員会

### 奈良市教育委員会告示第18号

平成24年10月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成24年10月3日

奈良市教育委員会  
委員長 杉江 雅彦

- 日時  
平成24年10月9日（火）  
午前10時から
- 場所  
奈良市役所 中央棟6階 第1研修室
- 会議に付すべき事件  
教育長報告  
(1) 平成24年度「子ども安全の日の集い」の開催について  
(2) 平成25年度奈良市立一条高等学校教員採用候補者選考試験の結果について  
議事  
議案第33号 奈良市文化財保護審議会委員の委嘱について  
その他  
(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 9月～10月  
傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までです。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成24年10月3日揭示済)

## 農業委員会

### 奈良市農業委員会告示第19号

奈良市農業委員会平成24年10月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成24年10月5日

奈良市農業委員会  
農地部会長 岡田 善至

- 日時  
平成24年10月12日（金） 午後1時30分
- 場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟6階 第22会議室

### 3 審議案件

- 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- 水田・畑地造成形質変更届出について（9月専決処理分）
- 知事許可について（9月許可分）
- 非農地証明について（9月分）

(平成24年10月5日揭示済)

## 正 誤

平成24年10月1日付け奈良市公報285号

ページ	段	行	誤	正
21	-	-	改正原戸籍	改製原戸籍
24	-	-	改正原戸籍	改製原戸籍
24	-	-	代理人等の区分 登録者氏名	代理人等の区分 氏名

## 奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。